

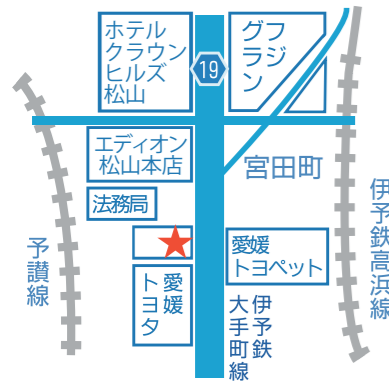
会社概要

EHIME KENCHIKU JUTAKU CENTER

- 社名 株式会社愛媛建築住宅センター
- 設立 平成12年5月 設立
- 代表取締役 井上 竜治
- 資本金 2440万円
- 本社所在地 〒790-0066
松山市宮田町 186番地4
松山駅前ビル6階
- 連絡先 TEL : 089-931-3336
FAX : 089-931-3362

支店一覧

EHIME KENCHIKU JUTAKU CENTER



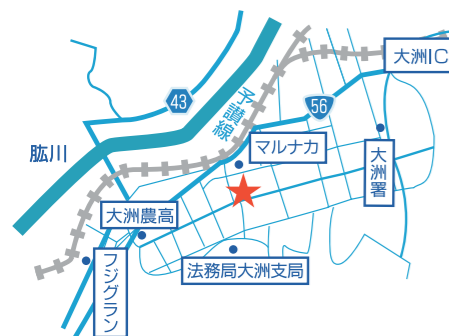
松山本社

〒790-0066
松山市宮田町 186番地4
TEL : 089-931-3336
建築部直通:089-907-2337
構造審査部直通:089-907-5338
FAX : 089-931-3362



東予支店

〒793-0030
西条市大町 1412番地2
TEL : 0897-52-0411
FAX : 0897-53-9341



南予支店

〒795-0064
大洲市東大洲 459番地3
TEL : 0893-23-4400
FAX : 0893-23-4410



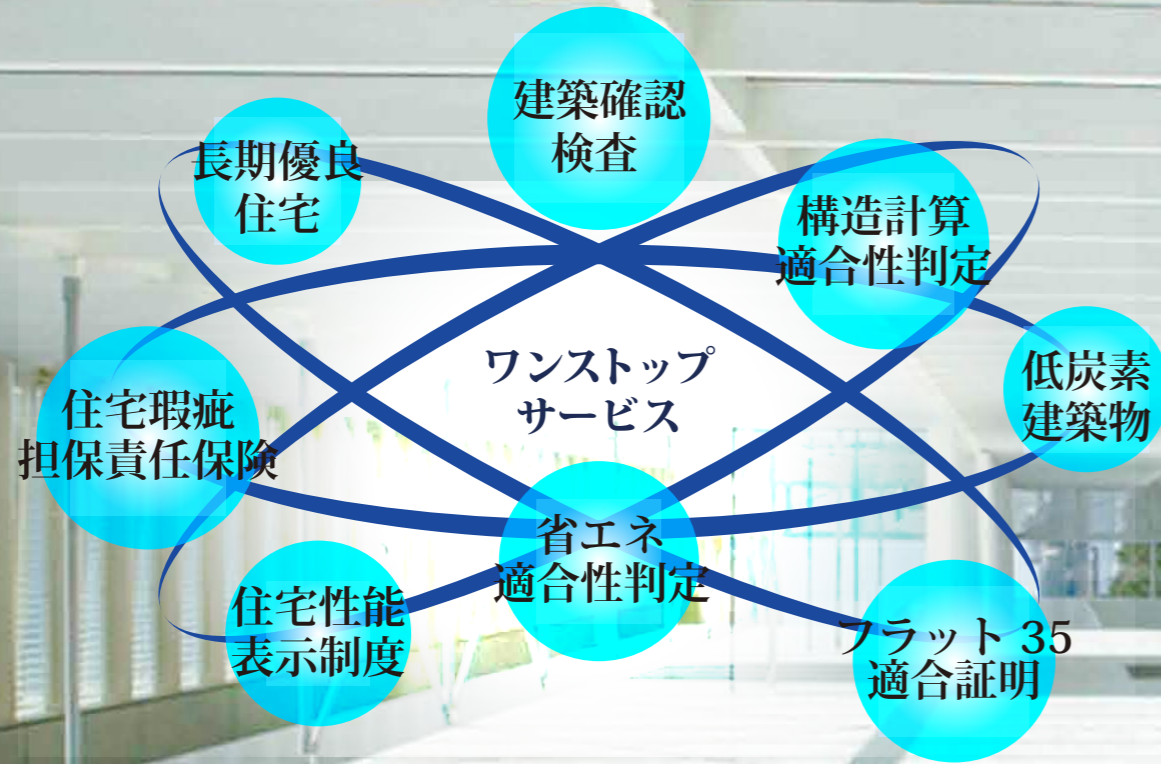
株式会社

愛媛建築住宅センター

EHIME KENCHIKU JUTAKU CENTER

安心・安全の 住まいづくりを目指して

建築確認・検査を中心に業務の手続きや審査・検査を、ワンストップで公平・公正・迅速に。



信用を重んじ 誠実を旨とし
技術の向上をはかり 社業の発展を通じて
社会への貢献と 社員の生活向上を目指し
限りなく前進する

代表挨拶



代表取締役
井上 竜治

経営方針について

公正中立な立場で適正かつ迅速に業務を行うことを基本としております。これに基づき、県民が安心して健康かつ快適な生活のできる場を提供するため、信頼を基礎として、「業務の適正化と効率化による迅速な処理」に努めています。また「責任と誠意と真心で審査、検査するための技術力の向上と組織の充実」を図るとともに、社会に貢献することで、「建築士の社会的地位の向上」を目指しています。組織の中では、和を重んじ互いに助け合いながら社業の発展に努力し、その成果を分かち合うことで、社員の生活安定に努めることを経営方針としております。

沿革

- 平成12年5月 株式会社愛媛建築住宅センターを設立
- 6月 愛媛県知事の認可を受け松山市を業務区域とし、業務を開始
- 10月 国土交通大臣の認可を受け、住宅性能評価業務を開始
- 平成14年6月 業務区域を中予地域に拡大
- 平成15年6月 業務区域を県下全域に拡大、共同住宅で階数5以下、延べ面積3000㎡以下を業務対象に加える
- 平成17年4月 西条市に東予支店を開設
- 5月 確認対象建築物を全ての用途の建築物に拡大(高さ20m以下、延べ面積5000㎡以下)
- 平成19年7月 改正法に伴い指定構造計算適合性判定機関の認可を受ける
- 平成21年4月 大洲市に南予支店を開設
- 平成22年2月 国土交通大臣の認可を受け、建築物調査の業務を開始
- 平成23年11月 構造計算適合性判定の対象建築物をすべての建築物に拡大
- 平成24年4月 確認対象建築物をすべての建築物に拡大
- 平成25年4月 既存建築物耐震診断改修等評定業務を開始
- 平成26年6月 各市町が実施する補助事業に係る木造住宅耐震診断等評価業務を開始
- 平成29年4月 建築物省エネ法の施行に伴い省エネ適合性判定業務の開始

業務内容

- 建築基準法に基づく建築確認、検査
- 構造計算適合性判定
- 住宅瑕疵担保責任保険業務
- 住宅金融支援機構によるフラット35を利用する際の設計審査、現場検査業務
- 住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく技術的審査業務
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく技術的審査業務
- 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく技術的審査業務
- 建築物省エネ法に基づく省エネ適合性判定
- 化学物質測定業務
- 既存建築物耐震診断改修等評定業務

